

「労務費ダンピング調査」について

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和6年6月の公布から1年6ヶ月を超えない範囲のうちに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下、「入契法」という。)が施行される。入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン(案)」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(案)(令和七年国土交通省省令第〇〇号) ※施行規則に関しては、パブリックコメント中)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの)に係る掛金

公共工事における入札金額の内訳の提出

- 現行、公共工事の入札時に応札者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の全面施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更される。(入契法第12条)
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、12月法施行前に通知等を地方公共団体宛に送付

目 次

1. はじめに.....	1
2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....	3
2-1 内訳書に記載すべき内容	4
2-2 内訳書の様式(例)	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	21
3-1 背景	21
3-2 実施方法.....	22
3-3 「一定水準」の設定方法	30
3-4 理由の確認	31
3-5 建設Gメン通報.....	35
3-6 調査例	38
4. Q&A.....	48
4-1 労務費ダンピング調査の概要について	48
4-2 労務費ダンピング調査の方法について	49
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について	51
4-4 労務費の基準について	52
5. 参考資料等.....	54
5-1 公共工事設計労務単価.....	54
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法.....	62
5-3 その他の係数.....	65

【現行の入札金額の内訳の例】

工事費内訳書	
工事名	○○事業(○○) 道路改良工事
工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
舗装工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	
現場管理費	
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	
工事価格	A+B+C+D
うち安全衛生経費(※2)	

【新たな入札金額の内訳のイメージ例】

工事費内訳書	
工事名	○○事業(○○) 道路改良工事
工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
舗装工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	
現場管理費	
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	
工事価格	A+B+C+D
うち安全衛生経費(※2)	

※1 事業主の場合は、「工事価格のうち法定福利費の事業主負担額」
※2 「工事価格のうち安全衛生経費」

※土木工事、建築工事、小規模工事
(土木・建築)の様式例をガイドライン
に掲載



工事名: ○○○工事	代表者 氏名
工事区分・工種・種別・細別	規格
道路改良	式
道路土工	式
擁壁工	式
舗装工	m ²
直接工事費	10,000
...	
建設事業費	式
うち材料費	式
うち労務費	式
共通仮設費	式
共通管理費 (率計上)	式
既存事業	式
現場管理費	式
うち法定福利費の事業主負担額	式
うち建退共制度の掛金	式
工事原価	式
うち安全衛生経費	式
一般管理費等	式
工事価格	式
消費税用当額	式
工事費用	式

注1 内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
注2 例文書が表示する本工事の数量は経営者の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。